H 2 0 . 6 . 2 6 横浜市教育委員会

# 第2回県費負担教職員の人事の在り方に関する協議会資料

1	現在の人事異動方針と人事異動状況について
	(1) 教職員人事異動の基本的な考え方
	(2)管理職人事
	(3) 教員異動
2	中核市に人事権が移譲された場合に発生する組織、事務
	仮に一部の市町村に人事権を移譲した場合、広域調整の仕組みを構築するにあたって 必ず考慮すべき事項
4	神奈川県との関係 (1) 採 用
	(2) 人事交流

5 採用にあたって、横浜市への希望が集中しているという状況はあるか

# 横浜市立学校教職員人事異動について(平成20年4月1日付)

## 異動関連データ

## (1) 人事異動関係

ア 管理職異動規模

( ) 昨年度

区分	小学校		中学校		特別支援学校		高等学校		合計	
	(347→346校)		(145校)		(12校)		(9校)		(513→512校)	
	異動	昇任	異動	昇任	異動	昇任	異動	昇任	異動	昇任
校 長	28人	79人	19人	35人	2人	2人	3人	2人	52人	118人
	(47)	(66)	(17)	(22)	(4)	(1)	(0)	(1)	(68)	(90)
副校長	79	100	38	32	3	4	4	5	124	141
(含代理)	(86)	(69)	(44)	(21)	(3)	(4)	(3)	(2)	(136)	(96)
計	107	179	57	67	5	6	7	6	176	259
	(133)	(135)	(61)	(43)	(7)	(5)	(3)	(3)	(204)	(186)

# イ 教員異動規模(主幹教諭・教諭・養護教諭) ( ) 昨年度

小学校	中学校	特別支援学校	高等学校	合計 全教	員に占める割合
929人	516人	97人	75人	1,617人	12. 2%
(1,068)	(561)	(133)	(74)	(1,836)	(14.0)

## (2) 新採用教員関係

#### ア 校種別新採用者数(教諭・養護教諭)

( ) 昨年度

, IN IT 1331/17	1 1/1/13 H 22/	10/ HILL TO HOW 10/ HILL		/ / !   / /
小学校	中学校	特別支援学校	高等学校	合 計
700人	325人	49人	11人	1085人
(630)	(162)	(33)	(4)	(829)

#### 〇横浜市教育委員会事務局事務分掌規則 (抜粋)

昭和 43 年 4 月 5 日 教委規則第2号

注 昭和61年5月から改正経過を注記した。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則をここに公布する。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和34年10月横浜市教育委員会規則第10 号)の全部を改正する。

#### (事務局の組織)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条 第2項の規定により定める、横浜市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組 織は、別段の定めのあるものを除くほか、次の表のとおりとする。

部	課	係
総務部	総務課	庶務係
		経理係
	教育政策課	
	学校支援•地域連携課	学校経理係
		就学係
	職員課	厚生係
		職員係
	学校計画課	
	施設管理課	施設管理係
		校地管理係
教職員人事・企画部	教職員人事課	人事係
		任用係
	教 職 員 労 務 課	労務係
		厚生係
学校 教 育 部	小中学校教育課	小中学校指導係
		学校体育係
	高等学校教育課	高等学校指導係
	情報教育課	
	健康教育課	保健係
		給食係
	教育相談課	相談係
	特別支援教育課	
	特別支援教育相談課	

生涯学習部	生涯学習課	
	文化財課	文化財係

(平 16 教委規則 9・全改、平 17 教委規則 13・平 18 教委規則 17・平 19 教委規則 8・

#### 一部改正)

(事務分掌)

第2条 部、課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

教職員人事・企画部

教職員人事課

人事係

- (1) 義務教育諸学校の学級編制に関すること。
- (2) 学校における教育職員、事務職員及び県費負担学校栄養職員(以下「教職員」という。)の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
- (3) 教職員の定数及び配置に関すること。
- (4) 教職員の人事に関する総合調整に関すること。
- (5) 教職員人事制度の企画、立案に関すること。
- (6) 部内他の課、係の主管に属しないこと。

任用係

- (1) 教職員の採用選考試験に関すること。
- (2) 教職員の昇任選考に関すること。
- (3) 教職員の免許に関すること。
- (4) 教職員の臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他人事に 関すること。

教職員労務課

労 務 係

- (1) 教職員等の給与その他給付に関すること。
- (2) 教職員の勤務条件に関すること。
- (3) 教職員が組織する職員団体に関すること。
- (4) 他の係の主管に属しないこと。

厚生係

- (1) 教職員の福利厚生に関すること。
- (2) 教職員の衛生管理に関すること。
- (3) 教職員の公務災害に関すること。
- (4) 教職員互助会に関すること。
- (5) 教職員の人事に関する企画及び調査・研究に関すること。